

2024 . 4 月号 第454号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル：072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

困ったら
ご相談を！

その申込み、定期購入になっていませんか？



もう一度「最終確認画面」をチェック！

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に「最終確認画面」をよく確認することが重要です。

事例

SNS で初回 980 円のダイエットサプリの広告を見てクレジットカード払いで注文した。その後商品が届き、中身を確認したら6箱入っていて、代金も約2万円になっていた。1箱のみ980円で注文したつもりだったが、申し込む際に「期間限定クーポンプレゼント」を選択したことで、約2万円の商品が3か月に届く定期購入になっていたようだ。次回以降は解約したいが、事業者の電話番号にかけてもつながらない。どうしたら解約できるか。



アドバイス

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう（※裏面のチェックリストを参照）
- 特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合があります。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう。

裏面に続きます

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

※注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度しっかり確認しましょう。

- 定期購入が条件になっていませんか？
 - (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決められていませんか？
 - 支払うことになる総額はいくらですか？
 - 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
 - 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
 - お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
- ※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



枚方市ひこほしくん

引用元：国民生活センター
QRコード



『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。